

子 発 1208 第 3 号
令和 4 年 12 月 8 日

各 都 道 府 県 知 事 殿
市 町 村 長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

放課後児童クラブ等連携促進実証モデル事業の実施について

標記について、今般、別紙のとおり「放課後児童クラブ等連携促進実証モデル事業実施要綱」を定め、令和4年12月2日から適用することとしたので通知する。

(別紙)

放課後児童クラブ等連携促進実証モデル事業実施要綱

1 目的

「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日策定）に基づき、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）に基づく放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）と、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下「放課後子供教室」という。）が連携又は一体的に事業を実施し、放課後の子どもの居場所機能の強化を図るため、両事業に関わる者の連絡調整の場の設置、事業実施の検証等を行うことにより、両事業の連携又は一体的実施の促進を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。
ただし、市町村が適切と認めた者（以下「社会福祉法人等」という。）に委託等を行うことができるものとする。

3 事業内容

以下の（1）、（2）の全てを実施すること。

（1）放課後児童クラブと放課後子供教室の連携又は一体的実施に向けた両事業関係者による協議の場の設置

ア 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携又は一体的な実施に当たって、子どもが安心・安全に多様な体験・活動ができる放課後の居場所づくりに向けた協議を行う場（以下「関係者協議会」という。）を設け、市町村の放課後児童クラブ担当部署や学校・教育委員会等の関係者を集め、学校施設の利用促進の観点（学校施設の管理運営の責任所在や利用の時間帯など）も含め、両事業を連携又は一体的に実施する上での課題を整理し、具体的な対応策を検討すること。なお、関係者協議会については、地域の実情に応じて、既存の組織等が協議を行う場をもって代替することができる。

イ 協議を行うにあたり、市町村の放課後児童クラブ担当部署、放課後児童クラブ職員、学校・教育委員会関係者や放課後子供教室関係者など、制度面や実務面での両事業の関係者の参画を求めるとともに、具体的な対応策を検討するに当たっては、放課後児童クラブや放課後子供教室を利用している子どもや保護者から意見を聴取するなどし、利用者の意見を反映させる仕組みを設けること。

ウ 両事業を連携又は一体的に実施する上での課題の整理や具体的な対応策の検討については、両事業を実施していく中で継続的に取り組むことが必要であることから、関係者協議会は定期的開催するものとし、協議会に参画する者・協議会開催回数・利用者からの意見聴取方法等の他、（2）に定める検証の実施時期やその方法を定めた「協議実施計画」をあらかじめ策定すること。

(2) 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携又は一体的実施に向けた両事業関係者による協議の場における議論（課題の整理、具体的な対応策の実行）を踏まえた、効果的な実施方法等の検証

ア 関係者協議会において議論された課題や対応策について、事業の準備から実施までの実際の運用を通して把握した効果や新たな課題を整理し、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携又は一体的実施に当たっての、より実践的・効果的な実施方法等の検証を行う。

イ 検証については、関係者協議会において実施するものとし、実際の運用期間中（中間まとめ）及び運用終了後において検証を行うこと。また、放課後児童クラブや放課後子供教室を利用している子どもや保護者から意見を聴取するなどし、利用者の意見も踏まえながら検証を行うこと。

ウ 検証結果（中間まとめを含む、以下同じ。）については、関係者協議会に参画する者のみならず、放課後児童クラブや放課後子供教室を利用している子どもや保護者、その他両事業の関係者が閲覧できるようにするとともに、国に報告するものとする。

4 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、上記3に定める事業を実施する市町村が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

5 その他

(1) 検証結果については、事業終了後1か月を経過した日までに国に報告すること。

(2) 市町村は、(1)に関わらず、検証結果等の事業実施状況について、国からの求めに応じて、適宜報告を行うものとする。

6 経費の補助

国は、上記3に定める事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。